

自転車購入を補助

商工観光課 ☎・☎(582) 1131 ☎(582) 6947

4月1日以降の市内登録店舗での自転車購入費に、補助を行います。登録店舗や必要書類など詳しくは、上記へお問い合わせいただくか、市庁をご覧ください。

補助対象自転車	規格	補助金額(率)	条件
幼児同乗用自転車	(一社)自転車協会が定める「自転車協会認証」対象の自転車で、幼児が同乗できる座席を装備しているもの	上限7,500円 (20%)	申請時に満6歳未満の幼児と同居
普通自転車	三輪自転車または(一社)自転車協会認証対象の自転車 ※シティサイクル自転車(ママチャリ)		申請時に満50歳以上
電動アシスト自転車	道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の3に定める基準を備えたもの	上限15,000円 (20%)	—
スポーツ用自転車	日本産業規格(JIS)D9111:2016の ・一般用自転車(スポーティ車)に分類されるもの ・スポーツ専用自転車に分類されるもの		購入費用75,000円以上

市内登録店舗で購入後、5月1日(金)から電話または直接、上記へ。

- 市内に本社、店舗などを置く事業者向け自転車購入補助金制度も、同時に受付開始します。詳しくは、市庁をご覧ください。
- 4月1日から自転車にも「交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)」が導入されました。道路交通規則を遵守し、安全運転に努めてください。



個人向け



事業者向け

自転車用ヘルメットの購入費用を補助

危機管理課 ☎(582) 1119 ☎(583) 5066

自転車事故による被害の重症化を防ぐためには、特に頭部を守ることが大切です。市内在住の満65歳以上および小学6年生以下が着用する、4月1日以降に市内店舗で購入した新品の自転車用ヘルメット購入費用の一部を補助します。補助要件や必要書類など詳しくは、上記へお問い合わせください。

購入日から6ヵ月以内または令和9年3月31日(水)のどちらか早い日までに、必要書類を上記へ。

※申請は1人1回限り。

※予算上限に達した場合、早期に締め切る場合があります。



ホームページ

対象者	補助内容	条件
市内在住の満65歳以上	市内の店舗で購入した、安全基準(SG、CE、JCFマークなど)に適合している新品の自転車用ヘルメット	<ul style="list-style-type: none"> 自転車損害賠償保険などに加入している 市税などを滞納していない 補助を受けたヘルメットは購入から2年間は譲渡・交換しない
市内在住の小学6年生以下	※中学校指定の通学用ヘルメットは対象外	